

注意事項

- (1) 従事していた期間は半角数字で入力してください。従事期間が自動で計算されます。
- (2) 実務経験を申告する期間は、3年を満たす分のみの記載で結構です。
- ・同時期に複数の実務経験がある場合、重複しているものは除いて3年間の期間が必要です。
 - ・相談の形式、対象者、相談の主な内容、頻度はすべての欄を記入してください。空欄がある場合、不受理となる場合があります。
- (3) 申請者の勤務先名称と確認者の勤務先名称が異なる場合、その理由を末尾*3欄に記入し、両組織の関係がわかるような客観的な資料を合わせてご提出ください。
- (4) 申請者本人が所属先の代表者または個人事業主、フリーランス等である場合、確認者の証明に加え、以下の補足書類の提出が必要です。必ず受験申請書・実務経験証明書と同時にすべての補足書類を提出してください。再提出による審査は行いません。

申請者本人が代表者である場合		
①	ご自身が各欄で申告の期間中キャリアコンサルティング業務を行う組織の代表者であることがわかる書類	3ヶ月以内を取得した法人の履歴事項全部証明書。ここで確認される「目的（事業内容）」に、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容があり、かつ経験欄にて申告の期間中ご自身が代表であることが読み取れない場合は、有効な書類として認めることはできません。事業内容にキャリアコンサルティングが含まれていることが履歴事項全部証明書から判断できない場合は、定款も追加でご提出ください。
②	①において、実際にキャリアコンサルティング業務を行っていたことが分かる書類（確認者との契約書等）	実務経験証明書で申告した業務を受託していることがわかる契約書の写し等。少なくとも3年分の提出が必要です。契約書等の内容から、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容が読み取れない場合は、有効な書類として認めることはできません。

申請者本人がフリーランスや個人事業主である場合		
①	ご自身が各欄で申告の期間中、個人事業主としてキャリアコンサルティング業務を開業していることがわかる書類	「個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）」の写しと、少なくとも3年分の確定申告書第二表の写し。開業届の職業または事業の概要欄に、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容が含まれていない場合は、有効な書類として認めることはできません。
②	①において、実際にキャリアコンサルティング業務を行っていたことが分かる書類（確認者との契約書等）	実務経験証明書で申告した業務を受託していることがわかる契約書の写し等。少なくとも3年分の提出が必要です。契約書等の内容から、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容が読み取れない場合は、有効な書類として認めることはできません。

(2024.04.01)